

株式交換に係る事前開示書面（追加）
（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2026 年 3 月 16 日

東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル
株式会社 BuySell Technologies
代表取締役社長 徳重 浩介

株式交換に係る事前開示書面（追加）

東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル
株式会社 BuySell Technologies
代表取締役社長 徳重 浩介

株式会社BuySell Technologies（以下「当社」といいます。）は、2026年2月13日付で当社及び株式会社DelightZ（以下「DelightZ社」といいます。）の間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、DelightZ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことに関して、同年2月27日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面（以下「本事前開示書面」といいます。）を備置しておりますが、今般、本事前開示書面の一部に変更が生じたため、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

（変更前）

当社は、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社DelightZ（以下「DelightZ社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を、2026年4月7日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことにいたしました。

本株式交換に係る株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

（変更後）

当社は、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社DelightZ（以下「DelightZ社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を、2026年4月7日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことにいたしました。

本株式交換に係る株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。なお、2026年3月16日付で締結した株式交換契約変更契約書（別紙1-2）に基づき、一部の内容を変更いたしました。

以上

別紙 1 株式交換契約書

株式交換契約書

株式会社 BuySell Technologies（住所：東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル。以下「甲」という。）及び株式会社 DelightZ（本店所在地：福岡市博多区東光寺町二丁目 1 番 26 号。以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除いた 125 株。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第 4 条において定義する。）の直前時点の乙の株主名簿に記載された乙の株主（以下「割当株主」という。但し、甲を除く。）に対し、割当株主の所有する乙の株式の合計数に 483.2 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割当株主に対し、割当株主の所有する甲の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 483.2 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従って割当株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 3 条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 4 条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 7 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条 （株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条

第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第6条 (停止条件)

本株式交換は、甲と乙の株主が2026年2月13日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、甲が乙の発行済普通株式合計875株を適法かつ有効に取得したことを条件として、その効力を発生するものとする。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号にいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 前条に基づき本契約が解除された場合
- (2) 法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

(条文以上)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 13 日

甲：

東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル

株式会社 BuySell Technologies

代表取締役社長 徳重 浩介

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 13 日

乙：

福岡市博多区東光寺町二丁目 1 番 26 号

株式会社 DelightZ

代表取締役 黒田 裕也

別紙 1-2 株式交換契約変更契約書

株式交換契約変更契約書

株式会社 BuySell Technologies（住所：東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル。以下「甲」という。）及び株式会社 DelightZ（本店所在地：福岡市博多区東光寺町二丁目 1 番 26 号。以下「乙」という。）は、甲乙間の 2026 年 2 月 13 日付株式交換契約（以下「原契約」という。）について、以下のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当ての変更）

原契約第 2 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）を以下のとおり変更する。

（変更前）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第 4 条において定義する。）の直前時点の乙の株主名簿に記載された乙の株主（以下「割当株主」という。但し、甲を除く。）に対し、割当株主の所有する乙の株式の合計数に 483.2 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割当株主に対し、割当株主の所有する甲の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 483.2 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従って割当株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

（変更後）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第 4 条において定義する。）の直前時点の乙の株主名簿に記載された乙の株主（以下「割当株主」という。但し、甲を除く。）に対し、割当株主の所有する乙の株式の合計数に 966.4 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割当株主に対し、割当株主の所有する甲の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 966.4 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従って割当株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 2 条（停止条件の変更）

原契約第 6 条（停止条件）を以下のとおり変更する。

（変更前）

本株式交換は、甲と乙の株主が 2026 年 2 月 13 日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、甲が乙の発行済普通株式合計 875 株を適法かつ有効に取得したことを条件として、その効力を発生するものとする。

（変更後）

1. 本株式交換は、甲と乙の株主が 2026 年 2 月 13 日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、甲が乙の発行済普通株式合計 875 株を適法かつ有効に取得したことを条件として、その効力を発生するものとする。
2. 前項に加え、本株式交換は、甲が 2026 年 3 月 31 日を基準日として実施する株式分割の効力が発生することを条件として、その効力を発生するものとする。

第 3 条（その他の事項）

本変更契約に定めのない事項は原契約の規定に従うものとする。

（条文以上）

本変更契約締結の証として本変更契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 3 月 16 日

甲：
東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル
株式会社 BuySell Technologies
代表取締役社長 徳重 浩介

本変更契約締結の証として本変更契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 3 月 16 日

乙：

福岡市博多区東光寺町二丁目 1 番 26 号

株式会社 DelightZ

代表取締役 黒田 裕也